

令和3年第1回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和3年1月27日（水曜日）午後6時00分

2 招集場所 神栖市役所4階 第一委員会室

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 安重 洋介
教育委員 伊藤 茂子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	野口 修一	教育総務課長	西廣 純一
学務課長	渡邊 丈夫	教育指導課長	中田 信二
文化スポーツ課長	小貫 藤一	波崎教育事務所長	青野 友孝
中央公民館長	大津 康彦	若松公民館長	正木 明美
矢田部公民館長	佐藤 幸司	はさき生涯学習センター館長	岩井 京子
中央図書館長	出沼 弘二	うずも図書館長	長峯 英子
歴史民俗資料館長	成田 芳子		
第一学校給食共同調理場長	川又 康史		
第二学校給食共同調理場長	山中 治朗		
教育総務課長補佐	齋藤 浩美		
教育総務課係長	野中 祐子		
教育総務課主事補	池田 真緒		

6 案 件

日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

日程第2 議案第1号 神栖市立公民館自主グループの認定に関する要項の一部を
改正する告示

日程第3 議案第2号 神栖市教育委員会後援に関する要項を廃止する告示

日程第4 議案第3号 神栖市教育委員会後援等名義使用承認基準

日程第5 議案第4号 令和2年度幼稚園卒園式及び小中学校卒業証書授与式並びに
令和3年度幼稚園入園式及び小中学校入学式の実施について

日程第6 報告第1号 専決事項の報告について
叙位の内申について

日程第7 諸般の報告

7 議事の大要 開会 午後6時00分
閉会 午後6時40分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 本間委員
会議録作成書記 教育総務課長補佐 齋藤

(2) 議事

教育長 令和3年第1回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第6 報告第1号については、人事案件
であるため、神栖市教育委員会会議規則第1.2条に基づき、会議を
公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(教育委員 全員挙手)

教育長 教育委員全員賛成のため、報告第1号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に本間委員、会議録作成書記に齋藤教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第1号
神栖市立公民館自主グループの認定に関する要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

中央公民館長 議案第1号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第1号について、質疑を求める。

教育委員 文化協会、体育協会に入会していない自主グループはどれくらいあり、どのような活動を行うグループなのか概要を伺いたい。

中央公民館長 現在、中央公民館及び若松公民館における登録が1団体ずつあり、それらのグループ名、会員数、会費、活動内容について説明する。また、矢田部公民館、はさき生涯学習センターにおける登録はない旨を述べる。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第1号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第1号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

- 教育長 日程第3 議案第2号 神栖市教育委員会後援に関する要項を廃止する告示及び 日程第4 議案第3号 神栖市教育委員会後援等名義使用承認基準は関連議案のため一括して議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第2号及び議案第3号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第2号及び議案第3号について、質疑を求める。
- 教育委員 教育委員会が後援をしている事業というのは、どのようなものがあるのか伺いたい。
- 教育総務課長 主にスポーツ大会や文化関係のイベントであり、他に税コンクール、スピーチ大会等に対し後援名義の承認をしている旨を述べる。
参考として、令和元年度の実績が106件、令和2年度の実績が本年1月26日現在で27件であり、令和2年度の実績が少ないのはコロナ禍であることが理由として挙げられる旨を説明する。
- 教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第5 議案第4号
令和2年度幼稚園卒園式及び小中学校卒業証書授与式並びに令和3年度幼稚園入園式及び小中学校入学式の実施についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第4号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第4号について、質疑を求める。

教育委員 幼稚園における実施は、小中学校の方針を準用するということであるが、来賓についても小中学校と同様に、市の代表者とPTA会長のみとなるのか確認したい。

教育総務課長 来賓については、幼稚園の卒園式及び入園式には、例年、市の代表者は出席しておらず、学区内の小学校校長、PTA会長、PTA副会長が出席しているため、今回はPTA会長のみにするなど、規模を縮小して実施するという内容で進めさせていただく旨を説明する。

教育部長 資料に、幼稚園の卒園式及び入園式については、「小中学校の方針を準用して実施する」となっているが、「小中学校の方針を準用して、弾力的に実施する」という表現に修正させていただく旨を説明する。

教育委員 リモート等による参加というのは、各学校の判断になるのか。

教育指導課長 学校規模や会場の大きさが様々であり、状況に応じ各学校の判断に委ねる旨を述べる。

例として、全児童生徒数が少なく、保護者等も含め会場内に入って実施することができる学校もあれば、1学年の人数だけで200名となる規模の学校もあり、各学校の状況により後者のようなケースの場合には、式典の模様をリモート配信し、在校生が教室において儀式的行事の意味を理解したうえで卒業式または入学式に臨むという形を想定している旨を説明する。

また、本日開催した校長会において、概要については説明し、理解を得ている旨を述べる。

教育長 補足として、現在中学2年生の中には、昨年度も今年度も卒業式を見ていない状況で来年度自分達の本番を迎えることになってしまふことを例に挙げ、学校規模によるが、リモートという手法を使い、以前より改善した形で参加させたいという学校長の判断もあり、準備を進めている状況を述べる。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第4号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第4号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第6 報告第1号
専決事項の報告について
叙位の内申についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
【非公開】

教育長 日程第7 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

文化スポーツ課長 本年1月10日に開催した成人式典の出席者数、新型コロナウイルス感染症対策として講じた点を含めた開催状況について報告する。

教育総務課長 令和3年2月の教育委員会の行事予定について報告する。

教育長 諸般の報告について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長

本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。

次回の令和3年第2回教育委員会定例会は、2月24日（水曜日）

午後5時00分から神栖市役所4階 第一委員会室において開催する旨を伝え、令和3年第1回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和3年2月24日 午後5時00分から
神栖市役所4階 第一委員会室

神栖市教育委員会會議規則14条第2項の規定により署名する。

令和3年 3月15日

會議録署名者

教育長

新橋成夫

委員

本間敏夫